

平成27年度以降の配水管工事の取扱いについて

配水管工事の取扱いについては、配水管工事の希望業種を廃止し、その他工事の希望業種として位置付け、必要な建設業許可業種を水道施設工事業とすること等について、平成24年12月に公表しておりますが、配置技術者等の取扱いについて、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1 配置技術者については、次のとおりとします。

(1) 監理技術者

- ・監理技術者（水道施設工事業）

(2) 主任技術者

- ・一級土木施工管理技士又は二級土木工事施工管理技士
- ・技術士
上下水道部門（選択科目は問わない。）
衛生工学部門（選択科目は「水質管理」又は「廃棄物管理」）
総合技術監理部門
（選択科目は「上下水道一般」及びこれに対応する選択科目）
（選択科目は「衛生工学一般」及び「水質管理」）
（選択科目は「衛生工学一般」及び「廃棄物管理」）

(3) 実務経験者

- ・水道施設工事業に係る建設工事の実務経験について、次のアからエまでのいずれかの条件を満たしている者（配水管布設工事を受注した際の建設業許可の種類は問いません。）
ア 高等学校の指定学科卒業後 5年以上
イ 高等専門学校の指定学科卒業後 3年以上
ウ 大学の指定学科卒業後 3年以上
エ 上記ア～ウ以外の学歴 10年以上
- ・土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し、12年以上実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者

2 主任技術者不足解消のため、経過措置として3年間限定（平成27年度から平成29年度まで）で管工事の実務経験者を主任技術者として配置することを認めます。

ただし、自治体発注の配水管布設工事で、1回以上、主任技術者又は監理技術者に配置され、着工から竣工まで従事していた者に限ります。

3 「配水管工事」で発注していた給水管布設工事は、平成27年度より「管工事」で発注します。

4 「土木工事」で発注していた配水管布設工事は、平成27年度より「その他工事（水道施設工事業）」で発注します。

なお、推進工法等を用いる配水管布設工事については、土木的要素が強いため、従前どおり「土木工事」で発注します。ただし、水道施設工事業を取得しており、経営事項審査で水道施設工事の総合評定値（P点）があることを条件とします。